

ごみステーション整備事業補助金にかかる流れ

事業実施前	(1) ごみステーション整備事業補助金交付申請書、事業計画書、 収支予算書の提出	町内会等→市
	【提出書類】 ①ごみステーション整備事業補助金交付申請書（様式第1号）【1部】 ②事業計画書【1部】 ③収支予算書【1部】 ④位置図・・・住宅地図等にごみステーションの位置を記載したもの ⑤設置、整備方法・・・整備計画の平面図等（ごみ集積場構造図） ⑥事業経費・・・施工業者の見積書（原本） ⑦工事前写真	
	↓	
	(2) ごみステーション整備事業交付決定通知書の発行	市→町内会等
	↓	
事業実施中	(3) 実際の事業の実施 ※事業着手については、補助金交付決定後に事業着手してください。 (通常、申請から10日前後)	町内会等
	↓	
事業実施後	(4) ごみステーション整備事業完了届出書の提出	町内会等→市
	【提出書類】 ①ごみステーション整備事業完了届出書【1部】 ②収支決算書 ③施工業者に支払った整備工事費の領収書の写し（見積書の金額と同額） ④整備工事完成後の全景写真（正面と横から各1枚）	
	↓	
	(5) ごみステーション整備事業補助金確定通知書の発行	市→町内会等
	↓	
	(6) ごみステーション整備事業補助金請求書兼口座振替依頼書の提出	町内会等→市
	【提出書類】 ①ごみステーション整備事業補助金請求書兼口座振替依頼書【1部】 ②委任状（申請者と口座名義人が違う場合）	
↓		
	(7) 補助金の支払い	市→町内会等

◎ 補助対象の注意事項

- (1) 新設でない場合（囲い等の設置・整備など）は、過去5年間に補助金を受けていないごみステーションであること。
- (2) 補助率は、事業により異なりますので、事前にご相談ください。
- (3) ごみステーションは正面が大きく開く等作業しやすい構造とすること。

◎ 問い合わせ先

加古川市環境美化センター（加古川市野口町水足1452番地の1）

加古川市 環境第1課 業務係 電話 426-1561 F A X 426-6403